

第 11 号議案

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び第8章」を「、第8章、第48条第3項及び第49条」に改め、同条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項」に改める。

第3条第3項中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を「法」に、「及び第8章」を「、第8章、第48条第3項及び第49条」に改める。

第48条第3項中「第52条第1項」を「第52条各号（第2号を除く。）」に改める。

第49条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「法第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。